

■社会保険労務士小山労務管理事務所は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことを踏まえ、感染対策と職員の安全を最優先に、原則在宅勤務に移行し、**2020年4月8日より次の対応を実施**いたしますのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス緊急事態対応方針

2020/04/08 小山労務管理事務所

勤務形態について

- ・当事務所全員を対象に原則在宅勤務とします。リモート・テレワーク
- ・期間：2020年4月8日（水）～終了日はコロナウイルスの収束状況を見て判断し、事前にお知らせします。

通勤について

- ・オフィスへの出勤は事前に連絡し、やむを得ない事情がある場合のみ通勤時間を調整し、ラッシュ時間を避けて通勤します。
- ・但し、その場合でも風邪などの症状がある場合には原則出勤しないこととする。
- ・書類の申請はすべて電子・郵便により行い、書類等の持ち込みは行わない。
- ・社内外のミーティングは、原則オンラインミーティングのみとする。
- ・不要不急の出張は原則禁止とする。

イベント等への参加について

- ・業務に関連するイベント等、大人数が集まる催しへの参加は引き続き禁止とする。

その他

- ・マスクの着用
- ・手洗いの励行
- ・近辺に感染又は濃厚接触者と思われる人がいた場合、速やかに連絡すること。

■当事務所は、今後も社内外への感染被害抑止と職員の安全確保を最優先に、政府の基本方針に基づき迅速に対応いたします。ご関係の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。